

2008年8月27日

各位

盗難通帳等による預金の不正な払戻し被害への補償実施について

株式会社 東和銀行（頭取 吉永國光）は、2006年2月から個人のお客さまの偽造・盗難カードによる預金の不正な払戻し被害について補償を行っておりますが、2008年8月19日（火）から、個人のお客さまの盗難通帳・証書（以下、「盗難通帳等」という）およびインターネット・バンキングによる不正な払戻しを受けた被害についても補償を行うことといたしました。

通帳等の盗難の被害に遭われたお客様は、すみやかに当行にお知らせいただく等の下記の条件を満たした場合は、新たに制定する補償に関する特約に基づき被害額を補償いたします。

記

1. 補償対象

個人のお客さまに関わる盗難通帳等やインターネット・バンキングによる預金の不正な払戻し

2. 補償の範囲

当行にお届けいただいた日から30日前の日以降に発生した被害

3. 補償の条件

- (1) 当行へ、通帳・証書等が盗難にあった旨のすみやかな通知をいただくこと。
- (2) 当行の調査に対し、ご本人からの十分な説明をいただくこと。
- (3) 警察へ、通帳・証書等が盗難にあった旨の被害届の提出をいただくこと。

4. 補償額の減額や補償対象外となる場合

以下の場合、補償額の減額や補償対象外となる可能性があります。預金通帳、ご印鑑、インターネット・バンキングの暗証番号等の管理は厳重に行っていただきますようお願い申し上げます。

- (1) お客さまに「故意」、「重大な過失」、「過失」があった場合
- (2) お客さまのご親族さまなどによる払戻しの場合
- (3) お客さまが当行に重要な事項について偽りの説明をされた場合
- (4) 戦争、暴動等社会秩序の混乱に乗じた被害の場合

インターネット・バンキングの被害においてお客さまの「重大な過失」または「過失」となりうる場合につきましては、個別の事案ごとにお客さまのお話を伺い対応させていただきます。

5. 補償開始日

2008年8月19日（火）

以上